

いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

いわき市立平第五小学校

平成 26 年 3 月 3 日作成

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

(平成 18 年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の 5 つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① えがおいっぱい運動

いじめゼロを目指して代表委員会を中心としたあいさつ運動や、校内巡視活動などの児童会活動を推進する。

② ありがとう期間

関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めるために、「ありがとう期間」を毎月第1週目の1週間設定する。

③ 道徳の日

毎月19日を自己肯定感を育てる日（道徳の日）として位置づけ、心のノートや道徳ノートを活用して心と心の連携を図る。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ なかよし活動での異学年交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学习プリントの工夫

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

朝の活動でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことで、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

イ おかしいと感じた児童がいる場合には学年会や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「なんでも相談室（仮称）」や「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ 「学校生活に関するアンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

オ エと同様に年3回の「心のアンケート」により、実践的な態度を養う道徳教育を推進する。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

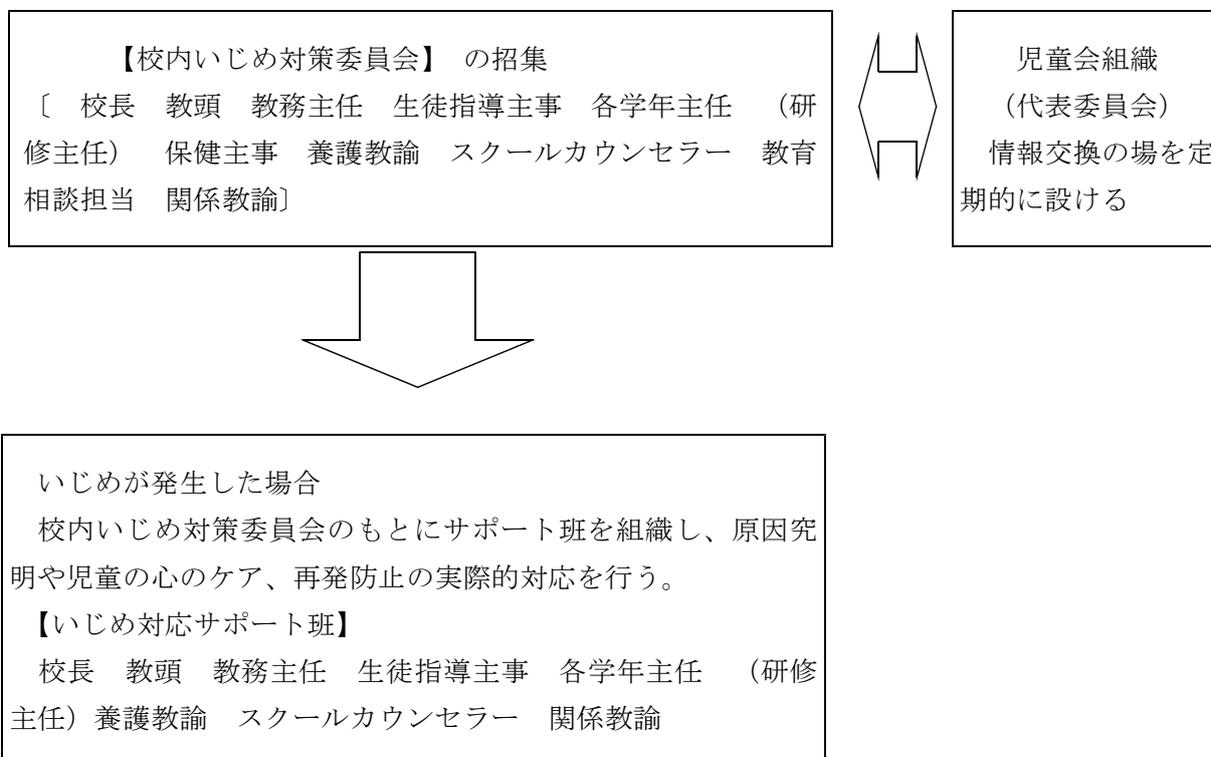
ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ 学校や家庭ではなかなか話すことができないような状況の場合は、教育センター等の相談窓口の利用も検討する。

3 いじめ対策委員会

「校内いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止について、日頃から指導の方策を協議し、方策や対策を決定する。

(1) 組織



(2) 年間計画

	「校内いじめ対策委員会」の取り組み	その他、全職員等での取り組み
1 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・【4月】いじめの未然防止への取り組み内容の検討 ・【4月】望ましい集団づくりのための取り組み内容の検討 ・【4月】いじめ等問題行動に対する学校方針の検討 ・【5月】教育相談の取り組み内容検討 ・【7月】1学期の取り組みの反省と2学期以降の取り組みの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・【4月】関係機関※1の担当者の把握（生徒指導主事） ・【4月】学校のいじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明（PTA総会時 生徒指導主事） ・【6月】教育相談後の情報交換（研修会）
2 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・【9月】教育相談の取り組み内容検討 ・【10月】人権週間の取り組み内容の検討 ・【12月】2学期の取り組みの反省と3学期以降の取り組みの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・【9月】夏休み中の児童の様子について情報交換（職員会議） ・【10月】教育相談後の情報交換（研修会）
3 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・【1月】教育相談の取り組み内容検討 ・【2月】3学期の取り組みの反省と来年度の取り組みの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・【1月】冬休み中の児童の様子について情報交換（職員会議） ・【2月】教育相談後の情報交換（研修会）
定 期 的 取 組 み	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の職員会議で児童についての情報交換（チェックリスト※2（別紙）で児童を観察した結果を報告） ・児童の一日の振り返り（毎日、帰りの会） ・学校生活向上のための話し合い（月1回、学級活動） 	

※1

関係機関		
○いわき市教育委員会 22-1111（代） 22-7542（直）	○いわき教育事務所 24-6215	○十五町目交番 23-2349
○浜児童相談所 28-3346	○平地区センター 22-1111（代） 内線（2826）	